

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省経済産業政策局産業組織課）

項目名	早期事業再生法の成立に伴う所要の措置		
税目	法人税、所得税、消費税、相続税、贈与税		
要望の内容	<p>「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律」（早期事業再生法）の成立に伴い、既存の法的整理手続や私的整理手続における措置も参考に、税制上の所要の措置を講ずる。</p>		
	<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p>	<p>— (— (—</p>	<p>百万円 百万円 百万円)</p>
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 早期事業再生法の施行に向けて、税制上の所要の措置を講ずることで、事業者の早期での事業再生の円滑化を図り、我が国の経済の活性化につなげる。</p> <p>(2) 施策の必要性 日本企業の債務残高は、昨年 6 月には約 700 兆円となり、コロナ禍前に比べて約 120 兆円増加している。また、昨年の倒産件数は 11 年ぶりに 1 万件を超えた状況。今後の円安や物価高、人手不足の状況等を踏まえると、債務負担が収益性向上の事業活動の足かせとなって事業再生の機会を逃し、倒産に至る企業が更に増加するおそれがある。こうした経済社会情勢の動向を受け、事業者が早期での事業再生に取り組み、事業価値の毀損や技術及び人材の散逸を回避できる制度基盤を整備することが重要であり、こうした観点から、経済的に窮境に陥るおそれのある事業者の円滑な事業再生の実施を図るため、事業者の金融債務に係る権利関係の調整を行うことができる手続の創設等の措置を講ずるべく、早期事業再生法が本年 6 月に成立・公布された。</p> <p>早期事業再生法の施行に向けて、事業者の早期での事業再生の円滑化を図り、我が国の経済の活性化につなげるため、本要望に基づく税制上の所要の措置を講ずることが必要である。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	早期事業再生法の施行に向けて、税制上の所要の措置を講ずることで、事業者の早期での事業再生の円滑化を図り、我が国の経済の活性化につなげる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	早期事業再生法の施行に向けて、税制上の所要の措置を講ずることは、事業者の早期での事業再生の円滑化を図り、我が国の経済の活性化につながる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		—	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>令和 5 年度要望において「事業再構築を容易にするための制度に伴う所要の措置の検討」を要望し、「令和 5 年度税制改正の大綱」（令和 4 年 12 月 23 日閣議決定）において、事業再構築のための私的整理法制が整備されることを前提に、複数の措置が講じられることとなった。</p> <p>その後、当該法制の更なる具体化に向けた検討が進められ、本年 6 月、早期事業再生法が成立・公布された。</p>	